

# 総務省 規制の事前評価書

## (危険物の追加)

所管部局課室名：消防庁予防課危険物保安室

電 話：03-5253-7524

評価年月日：平成23年10月6日

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）上の危険物は、物質の引火性等の危険性に応じて第1類から第6類までの6つの類に分けて指定されている（法第2条第7項、別表第一）。危険物を一定量（以下「指定数量（※）」という。）以上貯蔵等する場合は、消防法上の製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）において行われなければならない（法第10条第1項）、当該危険物施設は消防法令で定める技術上の基準に適合しなければならないとされている（法第10条第4項）。

当室では、科学技術の進展等により新たに出現する物質で火災危険性を有すると想定されるものについて、必要に応じて危険物として規制をして保安の確保を図ることを目的として平成22年度に「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三 東京大学名誉教授）を開催し、当該検討会において火災危険性を有する物質の危険物への追加及び類の指定変更についての検討が行われた。その結果、現在は非危険物である炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を新たに危険物第1類に追加することが適当とされた（「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」（平成23年2月））。

※ 指定数量…法では、指定数量以上の危険物を取り扱う場合、その施設が技術上の基準等を満たさなければならない等の規制がかかる。指定数量は、物質の危険性に応じて決められており、危険性の高い危険物には指定数量を少なく、危険性の低い危険物には指定数量を多くしている。（第1類第2種酸化性固体の指定数量は300キログラム）

#### (2) 規制の改正の目的及び内容

##### 【規制改正の目的】

消防法上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設や周囲の住民等の安全確保のためには、火災危険性を有するおそれのある物質について、物質の性状や生産流通の実態等を早期に把握し、必要に応じて消防法上の危険物として規制をする必要がある。

今回、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物第1類（酸化性固体）の性状を有し、かつ、生産量、貯蔵量及び取扱量が一定以上であることが確認されたため、当該物質を消防法上の危険物第1類に追加する。また、この改正に伴い当該物質を貯蔵又は取り扱う施設の所有者等に

課されることとなる義務について、一定の経過措置を設ける。

### 【規制改正の内容】

現在は非危険物である炭酸ナトリウム過酸化水素付加物（※）を危険物第1類に追加する。

（※別称：過炭酸ナトリウム／主な用途：漂白剤）

これに伴い、現在、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を取り扱っている非危険物施設（危険物施設以外の施設をいう。以下同じ。）及び危険物施設の中には、次の許可等を受けなければならない施設が発生する。

#### ① 非危険物施設

現在は非危険物である炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物になることにより、当該物質を指定数量以上貯蔵等している非危険物施設は、新たに危険物施設として許可を受ける必要がある。

#### ② 危険物施設

既に危険物施設として許可を受けているもので、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を貯蔵等しているものの中には、当該物質が危険物に追加されることで、当該施設で貯蔵等している危険物の指定数量の倍数（取扱数量／指定数量）が増加するものがある。この場合、改正前よりも厳しい位置、構造及び設備に係る技術上の基準が適用される施設については、当該技術基準を満たして市町村長等から変更許可を受ける必要がある。

また、今回の改正により新たに適合させなければならない技術上の基準の中には、基準への適合性を確保するための工事等を要するものがあり、所有者等に負担が生じるため、危険物施設の保安確保を前提に、所有者等の負担等の軽減にも配慮する必要があることから、このような基準については、保安の確保の観点から必要な最低限の措置（代替措置）を講じれば当該基準を適用しないこととする経過措置を設ける。この代替措置においては、不燃材料による内装、網入りガラス化、貯留・換気設備の設置等を行うこととなるが、施設全体の耐火構造化や保有空地の拡張は、施設の建替時まで免除され、建替えのときに改めて規制の対象となるものである。

なお、一般的に経過措置期間中の施設の安全性の確保については、消防機関の立入検査・指導等により対応される。

## 2 規制の費用

### （1）遵守費用

上記1（2）①及び②に該当する非危険物施設及び危険物施設には、当該施設を消防法上の技術上の基準に適合させるための費用が発生する。

一方で、本件については、以下の理由から具体的に費用を分析することは困難である。（なお、以下の①～③は、平成22年度に総務省行政評価局が行った「規制の事前評価の点検結果」

(平成 23 年 2 月 25 日公表) の点検項目を用いている。)

① 分析対象期間の設定が困難

消防法の危険物は、当該物質が消防法令に規定されている試験の結果等により、客観的に危険物か否かが判断される。よって、危険物に追加する必要があると認められた場合は直ちに消防法の危険物に追加するものであり、費用等の経年的変動等を考慮して行うものではない。よって、分析対象期間を設定した分析は困難である。

② 費用を推計する際の比較対象（ベースライン）を用いた分析が困難

消防法の趣旨から、危険物であることが明らかになった物質は直ちに危険物に追加することとなる。よって、ベースラインは当該物質が非危険物である現状である。一方で、当該物質を危険物に追加しない状態（比較対象）は制度上ないことから、ベースラインと比較対象とを比較する分析は困難である。

なお、仮に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を危険物に追加しない場合は、当該物質を貯蔵し、又は取り扱う施設に対して危険物の性質に即した規制が課せられないことにより、災害時の国民の生命、身体及び財産に対する損害につながるおそれがある。

③ 具体的な費用の定量化及び金銭価値化による分析、費用区分ごとの分析が困難

当室では、危険物を貯蔵等している危険物施設については把握可能だが、

- ・ 当室は消防法上の危険物について所管しているため、非危険物である物質の貯蔵等の実態(貯蔵等している危険物施設及び非危険物施設の件数等)については把握できない。
- ・ 当室は危険物施設の技術上の基準等について所管しているため、非危険物施設については把握できない。

よって、今回の改正によって措置が必要となる危険物施設及び非危険物施設の件数やその規模(費用は施設の規模によって異なる。)等について把握できないため、具体的な費用についての分析は困難である。

なお、今回の改正により新たに適合させなければならない技術上の基準の中には、基準への適合性を確保するための工事等を要するものがあり、所有者等に負担が生じるため、危険物施設の保安確保を前提に、所有者等の負担等の軽減にも配慮する必要があることから、このような基準については、保安の確保の観点から必要な最低限の措置(代替措置)を講じれば当該基準を適用しないこととする経過措置を設ける。

(2) 行政費用

上記 1 (2) ①及び②に該当する非危険物施設及び危険物施設において、設置許可や変更許可に係る費用が発生する。なお、これらの費用は地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号)に基づき各地方公共団体の条例に定めるところにより施設の所

有者等から手数料として徴収される。

上記（１）のとおり、当室では具体的な件数等が把握できないため、具体的な費用についての分析は困難である。

### （３）その他社会的な費用

上記（１）及び（２）以外の費用は発生しない。

## 3 規制の便益

### （１）遵守便益

危険物の性質に即した規制が課されることで、災害時の国民の生命、身体及び財産に対する損害の拡大が最小限に抑えられることとなる。

これらの定量化及び金銭価値化による分析は困難である。

### （２）行政便益

危険物の性質に応じた災害の発生及び被害の拡大の防止が期待できるため、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減される。これらの定量化及び金銭価値化は困難である。

## 4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

平成12年6月に発生したヒドロキシルアミン（当時は非危険物、現在は第5類。）の爆発事故には死者4人、負傷者58人（うち54人が周辺住民）、建物全半壊7棟、一部破壊286棟及び損害額10億5465万円が発生している。危険物の性質に応じた対応を行っていない施設は、危険物の性質に応じた対応を行なっている施設に比べ、相当程度危険性が高くなる。

今回、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を危険物に追加することで、これらの火災による被害の拡大を防止することができるとすると、規制の便益として、何者にも代え難い国民の生命及び身体が保護されるとともに財産に対する被害が軽減される。また、災害発生時の消防機関の活動の負担が相当程度軽減され、かつ、施設の休業等による当該物質の流通の停止を最小限に抑えることができ、社会的混乱を防止することがあげられる。

さらに、危険物を取り扱う施設等の危険性を踏まえると、危険物の性質に応じた技術上の基準を満たすことは国民の生命、身体及び財産を保護するために求められることであり、当該目的の達成のために危険物施設等の所有者等が危険物の性質に応じた技術上の基準を満たすことは法で求められているところであるが、当該所有者等の過大な負担を軽減するために安全の担保を前提とした代替措置を設けており、安全性を損なわない範囲で技術上の基準適合にかかる費用を最小限に抑えている。

以上のことを勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、危険物施設等の所有者等がその費用を負担することについては合理性があると考えられるため、今回の改正は適切なものであると考えられる。

## 5 有識者の見解その他関連事項

平成 22 年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」において、火災危険性を有する物質の危険物への追加及び類の指定変更についての検討が行われ、当該検討会の報告書（「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会報告書」）において、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を新たに危険物第 1 類に追加することが適当とされた。

(URL : [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2303/230304\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2303/230304_1houdou/01_houdoushiryou.pdf))

## 6 レビューを行う時期又は条件

今後の社会情勢及び科学の進展による新たな知見を踏まえつつ、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。